

良くある質問

- 質問:** どんな訪問の場合にも公式訪問報告書を提出する必要がありますか。**答:** はい、あります。協会に経費を請求する各訪問及び会議別に1枚ずつ公式訪問報告書を、経費請求書に添付しなければいけません。合同クラブ公式訪問については、1回の訪問につき1枚の訪問報告書に、公式訪問した全クラブ名を列記して、提出して下さい。
- 質問:** 食費及び宿泊費の請求には、クレジットカードの領収書を受け付けてもらえますか。**答:** 受け付けられません。監査規定により、代金の明細を記した領収書が必要です。
- 質問:** 複合地区の会議（協議会会議や複合地区大会。これらが同じ時に行われた場合にはまとめて1回分と見なされる）に出席するための経費に対して支払いが認められるのは、1回につき何日分ですか。**答:** 食費3日分と宿泊費3泊分です。
- 質問:** 国際会長の承認が必要となるのはどういった場合ですか。**答:** クラブを一つだけ訪問する際に、その往復距離が966キロを超える場合にはいつでも、事前に国際会長の承認が必要です。
- 質問:** 航空券については、どのような領収書が必要ですか。**答:** 使用済みの実際の航空券（最後に残るページ）またはEチケット旅程表、並びに支払ったことを証明するものがが必要です。つまり、支払い済みとして戻ってきた小切手、クレジットカード領収書又は計算書、現金で支払った場合には旅行代理店からの領収書です。
- 質問:** 食費及びホテル代に対する支払い許容額はいくらですか。**答:** 食費は1日につき最高US\$16まで、ホテル代は1泊につき最高US\$50までです。明細付き領収書を提出しなければなりません。
- 質問:** 国際協会は配偶者の経費を払い戻しますか。**答:** 残念ながら、協会は配偶者の経費は払いません。
- 質問:** タクシー代は支払ってもらえませんが、もし利用した場合にはどうすればよいのですか。**答:** 旅行した距離に対して、監査規定の許容額である1キロにつきUS\$0.19で払い戻しを受けることが出来ます。
- 質問:** 経費の請求額を合計しないで予算及び監査課に提出しても良いですか。**答:** 請求書が合計されていなければ、経費は払い戻されません。合計欄が記入されていないと、協会に対して請求されている額がいくらであり、地区が負担した経費がある場合にはそれがいくらかなのか分かりません。
- 質問:** 経費が支払い許容額以上の場合、実際に支払った額を請求書に記入するのですか。**答:** いいえ。経費が支払い許容額を超えている場合には、監査規定で認められる最高金額を記入してください。そうして頂くと、経費請求書を一層容易に、且つ素早く処理することが出来ます。
- 質問:** 1日に、あるいは1回の旅行で、一つを超えるクラブを訪問した場合、そういった情報も添える必要がありますか。**答:** はい、あります。旅行経路を説明するメモを提出して下さい。そうして頂かないと、経費が調整されることになるかもしれません。
- 質問:** 自分に割り当てられた予算が十分でないと思う場合には、どうすればよいのですか。**答:** 年度6ヶ月くらい経てば、どれくらい経費がかかるかがもっと良く判断できると思います。その時点で、項目別に詳細を記した予算増額案を、予算及び監査課に提出して考察を受けてください。要請に対して十分な考慮がなされます。
- 質問:** ニュースレター又はマンスリー集計表については、どれだけ請求すればよいのですか。**答:** 監査規定で認められる支払額は発行された月にUS\$50です。数ヶ月に1度発行された場合には、US\$50だけ支払われることとなります。
- 質問:** ガバナー用箋や名刺の費用はどのようにして請求するのですか。**答:** 用箋及び名刺の見本を、印刷業者からの領収書に添付して、提出して下さい。コンピューターを使って用箋等を作成する場合には、その見本、並びに紙代、封筒代、インクカートリッジ代、カード用紙代の領収書を提出して下さい。最高US\$75までが支払われます。

15. **質問:** 2度目のクラブ訪問は、どのように表示したらよいですか。 **答:** 経費請求書の記号欄に「S」と書き入れてください。二度目の訪問をする際には、国際本部の太平洋アジア課から承認を得る必要があります。二度目の訪問を承認する手紙の写しを、請求書に添えて提出して下さい。
16. **質問:** 新しいクラブを結成しようとしているところですが、このクラブを組織するための会議に出席して、協会から経費の支払いを受けられるのは何回ですか。 **答:** 結成過程にあり、まだチャーターを受けていないクラブにつき2回です。その後もう一回、実際のチャーターナイトに出席するための訪問が認められます。チャーターナイトが公式訪問として見なされますので、改めて年次訪問をする必要はありません。
17. **質問:** 経費請求書は前月分を翌月20日までに提出しなければなりません、それを6ヶ月間怠ってしまいました。これから請求書を提出すれば支払ってもらえますか。 **答:** 月々の提出締切日を120日過ぎて届いた請求書に対しては、お支払いできません。